

## 未来の漁村を支える人づくり事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、事業の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本県の水産業は、漁業就業者の減少と高齢化の進行とともに漁村の活力が低下しており、将来にわたって本県の水産業が持続的に発展していくためには、意欲のある漁業担い手の確保が重要である。

そのため県は、県内各地の実情に沿った新たな漁業担い手の円滑な就業を推進するとともに、漁業就業者の定着を促進するために熊本県漁業就業支援協議会と連携して未来の漁村を支える人づくり事業（以下「事業」という。）を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (事業の内容等)

第3条 事業の内容及び事業実施の手続き等については次のとおりとする。

- (1) 新規就業者育成支援事業については別記1のとおりとする。
- (2) 新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援）については別記2のとおりとする。
- (3) 新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修）については別記3のとおりとする。
- (4) マッチング支援事業については別記4のとおりとする。

### (審査会の設置)

第4条 漁業就業者の定着を促進するため、市町は、次に掲げる事項について協議するための審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援）
  - ア 事業の対象者の就業定着する意欲と漁労技術の能力に係る適格性
  - イ 事業の対象者の計画内容についての妥当性、実行性

- ウ 事業の対象者の計画についての1年ごとの現状把握
  - エ 事業の対象者の計画変更について
  - オ その他、必要と認められる事項
- (2) 新規漁業就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修）
- ア 事業の対象者の就業定着する意欲と漁労技術の能力に係る適格性
  - イ 事業の対象者の計画内容についての妥当性、実行性
  - ウ 事業の対象者の計画についての現状把握
  - エ 事業の対象者の計画変更について
  - オ その他必要と認められる事項
- (3) マッチング支援事業
- ア 事業の対象者の就業意欲に係る適格性
  - イ 事業の対象者の計画内容についての妥当性、実行性
  - ウ 事業の対象者の計画についての現状把握
  - エ 事業の対象者の計画変更について
  - オ その他、必要と認められる事項

2 審査会の委員構成は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合の役職員
- (2) 漁業士
- (3) 新規就業者の指導経験を有する漁業者
- (4) 漁業協同組合連合会（熊本県漁業就業支援協議会）の職員
- (5) 市町水産担当課の職員
- (6) 広域本部水産課の職員
- (7) その他、必要と認められる者

（関係施策との連携）

第5条 事業を効果的に推進するため、新たに漁業へ就業を希望する者が円滑に就業できるよう支援する県及び国の事業等と連携を図るものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成29年10月5日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年10月8日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年6月13日から施行する。

附則

この要領は令和6年4月12日から施行する。

## 別記 1 新規就業者育成支援事業

(趣旨)

第 1 条 未来の漁村を支える人づくり事業における新規就業者の円滑な就業を推進するための支援として実施する新規就業者育成支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 支援事業は、漁業担い手の円滑な就業を図るため、新規漁業就業者に対する支援に必要な事項を協議するための協議会の活動を支援することで、漁村が主体的かつ自主的に当該就業者を受入れ、確保する体制を整備するとともに、その仕組みを構築する。

2 前項の取組みに要する具体的な費用は、次のとおりとする。

(1) 新規就業者の育成体制（組織）の整備に係る取組み

- ア 協議会の開催に係る委員旅費、講師旅費、謝金、会場使用料等
- イ 関係機関・受入漁家との打合せに係る旅費、会場使用料等
- ウ 新規漁業就業者の育成に係る方針等の策定に要する費用

(2) 新規就業者の育成のための実践活動の取組み

- ア 新規就業者の育成に係る旅費、用船料、講師謝金、資材費等
- イ 就業者支援フェア、移住定住フェア、視察研修等に係る旅費等
- ウ 広報活動に要するパンフレット作成費、ホームページ開設費等

3 協議会の委員構成は、未来の漁村を支える人づくり事業実施要領第 4 条の 2 に準じるものとする。

(事業実施計画の承認)

第 3 条 支援事業を実施しようとする者は、要項別表に定める補助事業者及び所管する県広域本部農林水産部水産課（以下「水産課」という。）と十分協議のうえ、要項第 3 条の事業実施計画承認申請書及び事業実施計画書（別記 1 様式第 1 号）を水産課を經由して知事に提出するものとする。

2 事業実施計画書に添付すべき書類は協議会委員名簿（別記 1 様式第 2 号）とする。

(事業実施計画の変更等)

第4条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記1様式第1号を準用し、添付すべき書類は、第3条の2を準用するものとする。

(補助金等の交付申請)

第5条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記1様式第3号によるものとする

2 事業計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

(1) 事業計画の詳細(別記1様式第4号)

(2) 受入体制の整備に係る支援体制(別記1様式第5号)

(補助事業等の内容等の変更)

第6条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は、別記1様式第3号を準用し、添付すべき書類は第5条の2を準用するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第7条 要項第9条に規定する補助金交付決定前着手承認申請書は別記1様式第6号とする。

(事業の完了)

第8条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記1様式第3号を準用し、添付すべき書類は、以下のとおりとする。

(1) 事業実績の詳細(別記1様式第4号)

(2) 受入体制の整備に係る支援体制(別記1様式第5号)

(3) 協議会委員名簿(別記1様式第2号)

(4) 新規漁業就業者の受入れ・確保に係る方針、受入体制及びその仕組みがわかる資料

(5) 広報活動を確認できる資料(募集要項、募集パンフレット等)

(6) 漁業体験研修状況を確認できる資料(状況写真等)

別記1様式第1号（第3条、第4条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業

（新規就業者育成支援事業）

事業実施計画書（事業実施変更計画書）

1 事業主体

2 事業実施の目的及び必要性

3 事業計画及び事業費

（単位：円）

区分	事業内容	事業に要 する経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
体制（組織） の整備のため の取組み					
実践活動の取 組み					
合計					

※積算内訳書を添付してください。

4 事業完了予定年月日

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。



別記1様式第3号（第5条、第6条、第8条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業

（新規就業者育成支援事業）

事業計画書（事業変更計画書・事業実績書）

1 事業主体

2 事業の目的

3 事業計画（又は実績）

区分	事業内容	期待される効果 （又は成果）	備考
体制（組織）の整備 のための取組み			
実践活動の取組み			

4 経費の配分

（単位：円）

区分	事業に要する （又は要した）経費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
体制（組織）整備 のための取組み				
実践活動の 取組み				
合計				

※積算内訳書を添付してください。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。



別記1様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

事業計画（又は実績）の詳細

1 体制（組織）の整備のための取組み

- ・関係機関・受入漁家との打合せ

対象者	時期	内容

- ・協議会の開催

時期	検討内容

- ・その他

2 実践活動の取組み

- ・漁業体験研修

漁業種類	時期	参加者 （名）	内容

（注）実績報告書に漁業体験研修の状況を確認できる写真を添付してください。

- ・就業者支援フェア等のへ出展・視察研修

項目	時期	参加者 （名）	内容

- ・広報活動

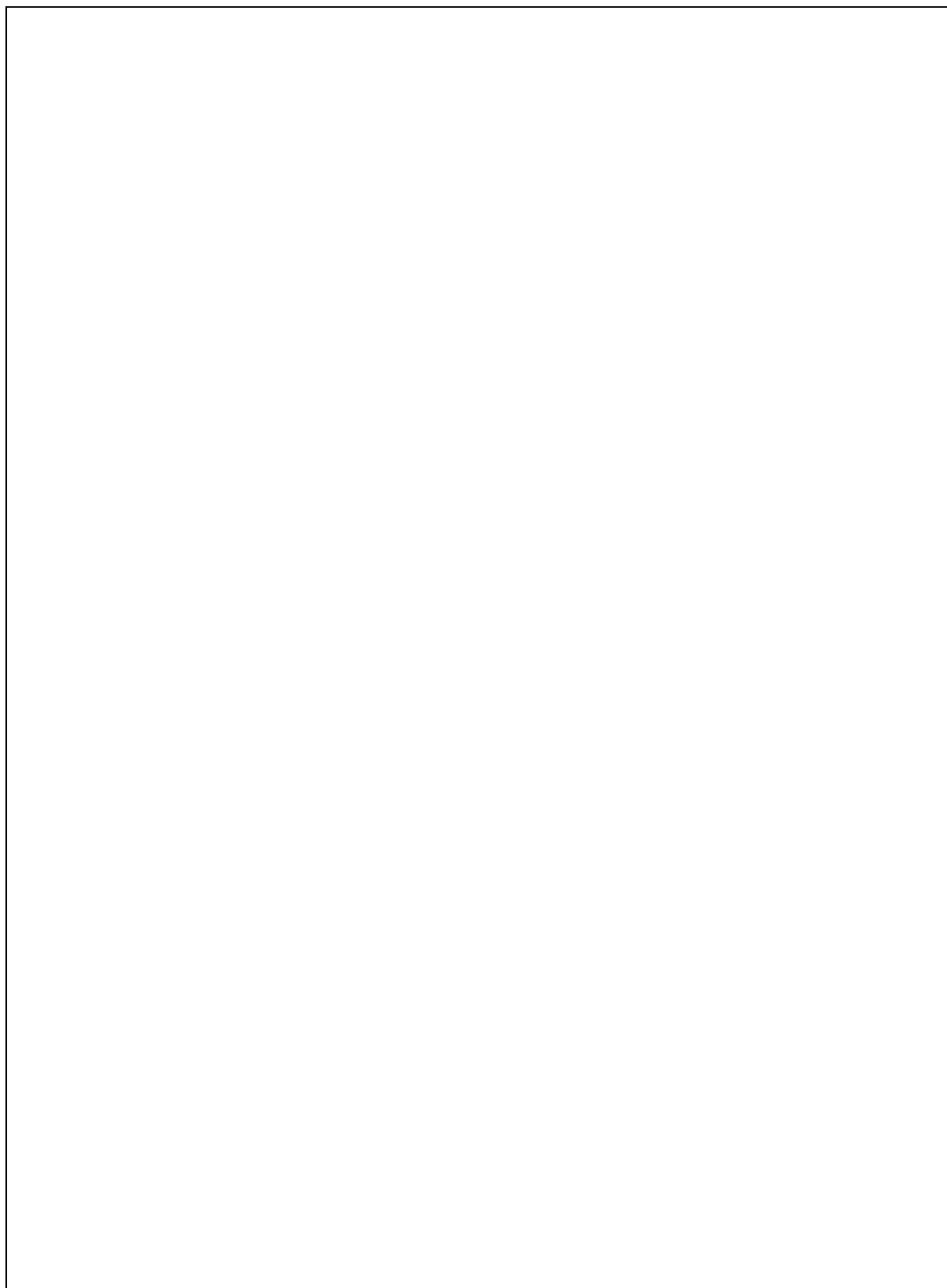
項目	時期	内容（部数等）

- ・その他

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

別記 1 様式第 5 号（第 5 条、第 6 条、第 8 条関係）

受入体制の整備に係る支援体制（図示のこと）



（注）変更に係る部分については、その内容が分かるように記載してください。

別記1様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者育成支援事業）補助金交付決定  
前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請をした標記事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 事業に要する経費（補助申請額）  
円（ 円）
- 3 事前着手の理由
- 4 事前着手年月日  
年 月 日
- 5 事業完了年月日  
年 月 日

## 別記2 新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援）

（趣旨）

第1条 未来の漁村を支える人づくり事業における新規就業者の定着を促進するための支援として実施する新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援）（以下「漁船等リース支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 漁船等リース支援は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が第3条に規定する営漁計画認定者との間で利用契約を締結することを前提に、新規漁業就業者の経営開始に必要な動力漁船（船体に装備された機関及び航行、漁労に必要な設備を含む。）、漁具及び漁労機器（以下「漁船等」という。）を導入しようとする場合に、その費用に対して補助する。

2 事業の対象となる動力漁船について、その耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定めるものをいう）は5年以上のものとし、総トン数は20トン未満とする。

（営漁計画認定者）

第3条 営漁計画認定者とは、漁業経営に関する目標、年間操業計画、収支計画等を記載した営漁計画を定めた新規就業者であり、かつ、当該新規就業者の住所地のある市町長（以下「市町長」という。）が未来の漁村を支える人づくり事業実施要領（以下「要領」という。）第4条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に諮り、適当であると認めた者をいう。

2 前項の対象となりうる者は、漁業への定着の意欲を有している就業後5カ年未満の者であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

（1）要領別記1に規定する新規就業者育成支援事業（以下「支援事業」という。）を活用した漁業体験研修を修了見込みの者又は修了した者

（2）熊本県漁業就業者確保長期研修事業実施要綱第2条に規定する長期研修を修了見込みの者又は修了した者

（3）熊本県漁業就業支援協議会が実施する漁業就業を目的とした研修を修了見込みの者又は修了した者

（4）漁家の子弟のうち、Uターンして新たに漁業を始める者または漁家か

ら独立して新たに漁業を始める者であってモデル事業の漁業体験研修を受講したのと同様であると市町長が認めた者

(5) その他、地域の漁業実態に照らして、モデル事業の漁業体験研修を受講したのと同様であると市町長が認めた者

(営漁計画の認定)

第4条 新規漁業就業者は、本事業において必要な漁船等を漁協との間で利用契約を締結することを前提に漁業を開始したい場合には、所属する漁協と十分協議した上で、漁業経営に関する目標、年間操業計画、収支計画等を記載した営漁計画書を添付した営漁計画認定申請書(別記2様式第1号、以下「営漁申請書」という。)を当該漁協に提出するものとする。

2 営漁申請書の提出を受けた漁協の長はその内容を検討のうえ、推薦書を添えて、市町長に提出するものとする。

3 市町長は、新規就業者から申請のあった営漁申請書を審査会に諮り、適当であると認められるときには、漁協を経由して営漁計画認定通知書(別記2様式第2号)を当該新規就業者(以下「営漁計画認定者」という。)に交付するものとする。

(事業実施計画の承認)

第5条 営漁計画認定者は、営漁計画認定通知書を受領後、漁船等リース事業実施願(別記2様式第3号)を漁協の長に提出するものとする。

2 漁協の長は、営漁計画認定者から漁船等リース事業実施願を受け、事業を実施しようとする場合には、要項第3条の事業実施計画承認申請書及び事業実施計画書(別記2様式第4号)を作成し、市町長に提出するものとする。

3 事業実施計画書の提出を受けた市町長は、地域の漁業実態に照らして検討のうえ、当該実施計画に関する意見書(別記2様式第5号)を添えて、所管する県広域本部農林水産部水産課(以下「水産課」という。)を経由して知事に提出するものとする。

4 事業実施計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る動力漁船等の仕様書、適正取引価格を証する書面(見積書含む)、耐用年数を証する書面(動力漁船の場合のみ)

(2) 補助対象事業に係る動力漁船等の利用契約書(案)

(3) 営漁計画認定者の営漁計画書

(4) その他必要な書類

(事業実施計画変更の承認)

第6条 漁協の長は、第5条の規定により承認された事業実施計画を変更するときには、要項第5条の事業実施計画変更承認申請書及び事業実施変更計画書（別記2様式第4号を準用）を市町長に提出するものとする。

2 漁協の長は、利用対象者を変更するときには、第3条、第4条及び第5条の規定に準じて行うものとする。

3 事業実施変更計画書の提出を受けた市町長は、審査会に諮り、その内容を地域の漁業実態に照らして検討のうえ、当該実施変更計画に関する意見書（別記2様式第5号を準用）を添えて、所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

4 第5条の4の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金等の交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記2様式第6号によるものとする。なお、添付すべき書類は、第5条の4を準用するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第8条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は、別記2様式第6号を準用し、添付すべき書類は、第5条の4を準用するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第9条 要項第9条に規定する補助金交付決定前着手承認申請書は別記2様式第7号とする。

(漁船等の導入及び利用方法等)

第10条 漁船等の導入については、事業対象者との関係が3親等以内の者が所有する漁船等（実質的に3親等以内の者が所有していたと認められる場合を含む）の導入はできないものとする。

2 漁船等の利用は、事業対象者の支払い能力を勘案し、処分制限期間（減

償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を下回らない範囲で行うものとする。

3 利用料は、漁協の負担額を基礎として設定するものとする。

（利用状況の報告等）

第11条 漁協の長は、取得した漁船等の利用を開始したときには、漁船等の利用契約書の写し等を添付し、開始後すみやかに利用開始報告書（別記2様式第8号）を市町長に提出し、所管する水産課を経由して知事に報告するものとする。

2 漁協の長は、漁船等の利用が満了したときには、利用期間満了報告書（別記2様式第8号を準用）を市町長に提出し、所管する水産課を経由して知事に報告するものとする。

3 市町長は、利用の開始から満了までの間の営漁状況に係る営漁結果報告書（別記2様式第9号）を、審査会の意見を付し、営漁計画認定者から所属する漁協を経由して毎年度末日までに提出させ、所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

4 県は、提出された報告書の内容を確認するため、必要に応じて経営状況に関する証拠書類を徴することができるものとする。

（事業の完了）

第12条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記2様式第6号を準用し、添付すべき書類は第5条の4を準用するものとする。

（被災等の報告）

第13条 漁協の長は、この事業により導入した漁船等が、リース期間内に被災等により使用することができなくなったときは、直ちに漁船等の被災等の報告について（別記2様式第10号）を、市町長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた市町長は、報告受理後速やかに受理した報告の写しを所管する水産課を経由して知事に提出しなければならない。

(漁船等の廃止等)

第14条 漁協の長は処分制限期間中に漁船等の廃止又は中止する場合には、あらかじめ知事と協議するものとする。

2 漁協は処分制限期間中に漁船等を廃止した場合には、原則として、漁船等の残存価格に漁船等を導入した費用に対する補助額の比率を乗じた額を、当該年度中に知事に返還するものとする。

(事業の推進)

第15条 漁協及び市町は、本要領に定める事業の趣旨及び内容に従って営漁計画認定者が営漁計画に基づいて漁業に従事できるよう指導体制を整備し、事業の的確な推進に努めるものとする。

2 市町は、水産課と密接な連携を図り、効率的かつ効果的な事業の実施、営漁計画認定者の指導に努めるものとする。



別記2様式第1号（第4条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））

営 漁 計 画 認 定 申 請 書

年 月 日

漁協の長 様

申請者 所 属

住 所

氏 名

（生年月日： 年 月 日 歳）

私は、未来の漁村を支える人づくり実施要領別記2新規就業者定着支援事業の第4条の1の規定により、次のとおり営漁計画の認定を申請します。

（注）別紙1を添付すること

(別紙1)

営 漁 計 画 書

1 申請者の概要

申請年月日 年 月 日

(ふりがな) 氏 名			生年 月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
現住所	(〒 - )			
	電話番号			
所属漁協			漁業種類	
家族構成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業
生産基盤	船舶		漁具	
海技免許	有 ( 級 ) 無			

2 漁労技術研修等の実績

研修等期間	研修先			備考
	漁業種類	指導漁業者	所属漁協	
年 月 ~ 月				

### 3 漁業経営に関する目標・ビジョン

※どのような漁業を、どのように進めていくのか具体的に記入してください。

### 4 年間操業計画

操業時期	漁業種類	対象魚種

### 5 希望するリース（利用）動力漁船及び漁具・漁労機器の概要

#### (1) リース（利用）期間

年 月 日 ~ 年 月 日

#### (2) 動力漁船の概要

総トン数	馬力数	進水年月日	耐用年数	取引価格（円）	備考（装備機器等）

(注)・漁船の耐用年数を証する書面を添付してください。

- ・3社程度から適正取引価格を証する書面等を徴取し、添付してください。  
また、そのうちの最低価格を取引価格としてください。

#### (3) 漁具・漁労機器の概要

漁具・漁労機器の名称	製造会社	型式	取引価格（円）

(注) 3社程度から適正取引価格を証する書面等を徴取し、添付してください。

- また、そのうちの最低価格を取引価格としてください。

## 6 収支計画書

(単位:千円)

項 目	現 在 (事業実施 前年度)	今後の計画 (実績含む)			
		1 年目 ( 年度)	2 年目 ( 年度)	3 年目 (年度)	
漁業部門	出漁日数 (日)				
	漁業収入 (A)				
	漁業支出	燃料費			
		漁具費			
		餌料費			
		氷 代			
		修理費			
		販売手数料			
		漁船保険料			
		利用料			
		租税公課			
		* 減価償却費			
	小 計 (B)				
	漁業損益 (A-B=C)				
漁業以外事業	漁業外収入				
	漁業外支出				
	差引漁業外損益 (D)				
営業外収支	営業外収入				
	営業外支出 (家計費含む) (うち借入金利息)				
	差引営業外損益 (E)				
経常損益 (C+D+E=F)					
償還金	既借入金				
	沿岸漁業改善資金				
	合計 (G)				

(注) 減価償却費は、漁業支出の小計 (B) に加算しないでください。

別記様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））  
営 漁 計 画 認 定 通 知 書

（営漁計画認定者） 様

市町長

年 月 日付けで申請のありました営漁計画については、未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記2新規就業者定着支援事業第4条の3の規定により、適当であると認定します。

別記2様式第3号（第5条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））実施願い

年 月 日

漁協の長 様

営漁計画認定者の住 所  
氏 名

未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））による（漁船、漁具、漁労機器）を利用したいので願い出ます。

（注）営漁計画書、営漁計画認定通知書の写しを添付すること。

別記2様式第4号（第5条、第6条関係）

第 号  
年 月 日

市町長 様

漁協の住所  
漁協名及び代表者名

未来の漁村を支える人づくり事業  
(新規就業者定着支援事業(漁船・漁具のリースによる支援)実施計画書(実施変更計画書))

- 1 事業主体
- 2 事業の目的及び必要性
- 3 事業対象者（営漁計画認定者）の概要

(ふりがな) 氏名					
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)				
住所					
所属漁協			漁業種類		
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業	備考
漁労技術研修等の実績	研修等期間	漁業種類・指導漁業者（所属漁協）			

4 事業内容

区分	規模、能力、構造、その他
動力漁船	
漁具・漁労機器	

5 事業費

(単位：円)

区 分	事業費	事業に要する経費	負 担 区 分			備考
			県補助金	市町補助金	その他 (うち借入金)	
動力漁船						
漁具・水産機器						
合 計						

6 定着促進に係る支援体制（図示のこと）

7 事業完了予定年月日

（注1）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

（注2）関係書類として以下を添付すること

- ・補助対象事業に係る動力漁船等の仕様書、適正取引価格を証する書面（見積書含む）、耐用年数を証する書面（動力漁船の場合のみ）
- ・補助対象事業に係る動力漁船等の利用契約書（案）
- ・営漁計画認定者の営漁計画書
- ・その他必要な書類



別記2様式第5号（第5条、第6条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））  
実施計画（実施計画変更）に関する意見書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町の住所  
市町長名

年 月 日付け第 号で 漁業協同組合から提出のありました未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））実施計画（実施変更計画）に関する意見は下記のとおりです。

記

1 営漁計画認定者について

2 事業実施計画（実施変更計画）について

（注）事業主体による資金調達計画の妥当性についても記載ください

3 その他

（注）市町の施策との連携について記載ください

別記2様式第6号（第7条、第8条、第12条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業

（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））

事業計画書（変更計画書・事業実績書）

1 事業主体

2 事業対象者

(ふりがな) 氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
住所			
所属漁協		漁業種類	
漁労技術 研修等の 実績	研修等期間	漁業種類・指導漁業者（所属漁協）	

3 事業計画（又は実績）

区分	規模、能力、構造、その他
動力漁船	
漁具 ・ 漁労機器	

#### 4 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業費	事業に要する(又は要した)経費	負 担 区 分			備考
			県補助金	市町補助金	その他	
動力漁船						
漁具 ・ 漁労機器						
合 計						

※積算内訳書を添付してください。

#### 5 定着促進に係る支援体制(図示のこと)

--

#### 6 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

熊本県知事 様

住所

氏名

未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））補助金交付決定前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請をした標記事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 事業に要する経費（補助申請額）  
円（ 円）
- 3 事前着手の理由
- 4 事前着手年月日  
年 月 日
- 5 事業完了年月日  
年 月 日

別記2様式第8号（第11条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））  
利用開始（利用期間満了）報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の住所  
名称及び代表者氏名

未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記2新規就業者定着支援事業の第11条の1（の2）の規定に基づき、下記のとおり利用開始（利用期間満了）したので報告します。

（単位：円）

交付決定	年 月 日
事業着手	年 月 日
利用開始	年 月 日
利用期間満了 （又は予定）	年 月 日
事業量 （規模、能力、構造等）	
事業費	
利用契約者	
利用料	

（注）関係書類として以下を添付すること。

- ・動力漁船等の利用契約書の写し
- ・事業実施中の営漁計画認定者の水揚高、漁業所得がわかるもの  
（利用期間満了報告）
- ・その他必要な書類

別記2様式第9号（第11条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（漁船・漁具のリースによる支援））

営漁結果報告書

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町の住所  
市町長名

未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記2新規就業者定着支援事業第11条の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 営漁計画認定者の概要

現住所	〒			所属漁協		
(ふりがな) 氏名				生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)	
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業		
事業内容	動力漁船 漁具・漁労機器	利用開始 利用期間	( 年度 年)	利用開始 からの年 数	年目	

2 年間操業実績

操業時期	漁業種類	対象魚種

3 今漁期の経営状況及び課題、来漁期に向けた改善策などの漁家経営に関する概要及び審査会の意見

#### 4 収支実績

(単位：千円)

項 目		1年目 ( 年度)	2年目 ( 年度)	3年目 ( 年度)	4年目 ( 年度)	5年目 ( 年度)	
漁業部門	出漁日数(日)						
	漁業収入(A)						
	漁業支出	燃料費					
		漁具費					
		餌料費					
		氷代					
		修理費					
		販売手数料					
		漁船保険料					
		利用料					
		租税公課					
		*減価償却費					
	小計(B)						
	漁業損益(A-B=C)						
漁業以外事業	漁業外収入						
	漁業外支出						
	差引漁業外損益(D)						
営業外収支	営業外収入						
	営業外支出(家計費含む) (うち借入金利息)						
	差引営業外損益(E)						
経常損益(C+D+E=F)							
償還金	既借入金						
	沿岸漁業改善資金						
	合計(G)						

(注1) 減価償却費は、漁業支出の小計(B)に加算しないでください

(注2) 関係書類として税務申告書の写しを添付すること。

市町長 様

漁業協同組合  
代表理事組合長

漁船等の被災等の報告について

未来の漁村を支える人づくり実施要領別記2新規就業者定着支援事業の第13条の1の規定により、整備した漁船等（動力漁船・漁具・漁労機器）が下記の理由により使用不能となりましたので、報告します。

記

- 1 事業内容及び名称
- 2 利用契約者
- 3 漁船等の名称、規模、能力、構造等
- 4 事業費 円
  - うち県補助金 円
  - うち市町補助金 円
- 5 使用不能となった原因（詳細を記入してください。）
- 6 応急措置（詳細を記入してください。）
- 7 復旧計画（詳細を記入してください。）
- 8 復旧時期 年 月 日



### 別記3 新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修）

（趣旨）

第1条 未来の漁村を支える人づくり事業における新規就業者の定着を促進するための支援として実施する新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修）（以下「フォローアップ研修支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 フォローアップ研修支援は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が、第3に規定する営漁計画認定者に対して実施する漁業技術の習熟、複数の漁業種類等による経営安定に向けたフォローアップ研修（以下「研修」という。）を実施する場合、当該漁協を所管する市町が負担する費用に対して補助する。

- 2 研修は1ヶ月当たり20日を上限とし、1日当たりの研修時間は6時間以上とする。
- 3 研修支援給付金の支給は、原則として研修を実施した月について支払うものとする。
- 4 研修期間は原則として最長1年間とする。

（営漁計画認定者）

第3条 営漁計画認定者とは、漁業経営に関する目標、年間操業計画、収支計画等を記載した営漁計画を定めた新規漁業就業者であり、かつ、当該新規漁業就業者の住所地のある市町長（以下「市町長」という。）が未来の漁村を支える人づくり事業実施要領（以下「要領」という。）第4条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に諮り、適当であると認められた者をいう。

- 2 前項の対象となりうる者は、漁業への定着の意欲を有し、漁業技術の向上に取り組む意欲を有している就業後5ヶ年未満の者であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

（1）要領別記1に規定する新規就業者育成支援事業（以下「支援事業」という。）を活用した体験漁業研修を修了見込みの者又は修了した者

（2）熊本県漁業就業者確保長期研修事業実施要綱第2条に規定する長期研

修を修了した者

- (3) 熊本県漁業就業支援協議会が実施する漁業就業を目的とした研修を修了見込みの者又は修了した者
- (4) 漁家の子弟のうち、Uターンして新たに漁業を始める者または漁家から独立して新たに漁業を始める者であって支援事業の体験漁業研修を受講したのと同等であると市町が認めた者
- (5) その他、地域の漁業実態に照らして、支援事業の体験漁業研修を受講したのと同等であると市町が認めた者

(営漁計画の認定)

第4条 新規漁業就業者は、本事業により研修を受けたい場合には、漁協と十分協議した上で、漁業経営に関する目標、年間操業計画、収支計画等を記載した営漁計画書を添付した営漁計画認定申請書（別記3様式第1号、以下「営漁申請書」という。）を所属する漁協に提出するものとする。

2 営漁申請書の提出を受けた漁協の長はその内容を検討のうえ、推薦書を添えて、市町長に提出するものとする。

3 市町長は、新規漁業就業者から申請のあった営漁申請書を審査会に諮り、適当であると認められるときには、漁協を経由して営漁計画認定通知書（別記3様式第2号）を当該新規漁業就業者（以下「営漁計画認定者」という。）に交付するものとする。

(事業実施計画の承認)

第5条 営漁計画認定者は、営漁計画認定書を受領後、フォローアップ研修事業実施願い（別記3様式第3号）及び研修費の支給条件についての確約書を漁協の長に提出するものとする。

2 フォローアップ研修は、研修期間の1/2以上を2親等以内の親族以外の漁業者又は水産加工業者に就いて2親等以内の親族が従事する漁業又は水産加工業以外の技術を習得する等の研修に限る。

3 漁協の長は、フォローアップ研修事業実施願いを受け、事業を実施しようとする場合には、事業実施計画書（別記3様式第4号）を市町長に提出するものとする。

4 事業実施計画書の提出を受けた市町長は、地域の漁業実態に照らして検討のうえ、要項第3条の事業実施計画承認申請書に当該実施計画に関する

意見書（別記3様式第5号）を添えて、所管する県広域本部農林水産部水産課（以下「水産課」という。）を経由して知事に提出するものとする。

5 事業実施計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

- （1）補助対象事業に係る経費の内訳書
- （2）営漁計画認定者の営漁計画書
- （3）その他必要な書類

（事業実施計画変更の承認）

第6条 漁協の長は、第5条の規定により承認された事業実施計画を変更するときには、要項第5条の事業実施計画変更承認申請書及び事業実施変更計画書（別記3様式第4号を準用）を市町長に提出するものとする。

3 漁協の長は、事業対象者を変更するときには、第3条、第4条及び第5条の規定に準じて行うものとする。

4 事業実施変更計画書の提出を受けた市町長は、審査会に諮り、その内容を地域の漁業実態に照らして検討のうえ、当該実施変更計画に関する意見書（別記3様式第5号を準用）を添えて、所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

5 第5条の5の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金等の交付申請）

第7条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記3様式第6号によるものとする。

2 事業計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

- （1）事業計画の内訳（別記3様式第7号）
- （2）補助対象事業に係る経費の内訳書
- （3）営漁計画認定者の営漁計画書
- （4）その他必要な書類

（補助事業等の内容等の変更）

第8条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は、別記3様式第6号を準用し、添付すべき書類は、第7条の2を準用するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第9条 要項第9条に規定する補助金交付決定前着手承認申請書は別記1様式第8号とする。

(研修費の支給条件)

第10条 市町長は、漁協に対して補助する研修受講者(以下「研修者」という。)への研修費に係る交付決定に際して、研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修者は原則として既に支給を受けた研修費を漁協を経由して市町に返還しなければならない旨の条件を付すものとする。

(1) 研修期間中に研修を中止したとき

(2) 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた漁業に従事しないとき

(3) 研修終了後、研修を受けた地域での営漁期間が継続して3年間に満たないとき

2 市町長は、前項の規定により既に支給を受けた研修費の返還を受けた場合は、返還された額のうち県の補助額分を算定し、速やかに県に返還するものとする。

3 市町長は、第1項に該当する事由が生じた場合、審査会の意見を聴いて、やむを得ない理由があると認めるときには研修費の返還請求をしないことができる。

(研修受講者の責務)

第11条 研修者は、研修期間中、指導漁業者及び漁協の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 研修者は、研修を実施した日に、その都度フォローアップ研修日誌(別記3様式第9号)を記入し、指導漁業者の確認印を受領のうえ、1月ごとに漁協に提出しなければならない。

(2) 研修日誌の提出を受けた漁協は、内容を確認の上、その写しを市町長と、所管する水産課を経由して知事に提出しなければならない。

(3) 指導漁業者及び漁協の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道德な行為をしてはならない。

(4) 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた漁業に従事しなければ

ばならない。

(5) 研修終了後、研修を受けた地域で継続して3年以上漁業を営まなければならない。

(事業の完了)

第12条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記3様式第6号を準用し、添付すべき書類は、第7条の2を準用するものとする。

(研修の状況報告)

第13条 市町長は、研修が終了した翌年度から3年度までの間、毎年度末日までに、審査会の意見を付した営漁結果報告書(別記3様式第10号)を所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

(研修の中止等)

第14条 市町長は、研修期間中に研修を中止する場合には、あらかじめ知事と協議するものとする。

2 研修生は、研修期間中に研修を中止したときは、フォローアップ研修中止届(別記3様式第11号)を漁協を経由して市町長に提出するものとする。

3 中止届の提出を受けた市町長は、内容を確認の上、その写しを所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

(事業の推進)

第15条 漁協及び市町は、本要領に定める事業の趣旨及び内容に従って営漁計画認定者が営漁計画に基づいて漁業に従事できるよう指導体制を整備し、事業の的確な推進に努めるものとする。

2 市町は、水産課と密接な連携を図り、効率的かつ効果的な事業の実施、営漁計画認定者の指導に努めるものとする。

別記3様式第1号（第4条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））  
営漁計画認定申請書

年 月 日

漁協の長 様

申請者 所 属  
住 所  
氏 名  
（生年月日： 年 月 日 歳）

私は、未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記3新規就業者定着支援事業第4条の1の規定により、次のとおり営漁計画の認定を申請します。

（注）別紙1を添付すること

(別紙1)

営 漁 計 画 書

1 申請者の概要

申請年月日 年 月 日

(ふりがな) 氏 名			生年 月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
現 住所	(〒 - )		電話番号	
所属漁協			漁業種類	
家族構成	氏 名	続 柄	年 齢	職 業
生産基盤	船舶		漁具	
海技免許	有 ( 級 )		無	

2 漁労技術研修等の実績

研修等期間	研修先			備考
	漁業種類	指導漁業者	所属漁協	
年 月 ~ 月				

### 3 漁業経営に関する目標・ビジョン

※どのような漁業を、どのように進めていくのか具体的に記入してください。

### 4 年間操業計画

操業時期	漁業種類	対象魚種

### 5 希望するフォローアップ研修の概要

#### (1) 漁業技術研修

年度	研修期間 年 月 ~ 月	研修先		備考
		漁業種類	場所	

#### (2) 資格取得研修

年度	研修期間 年 月 ~ 月	研修先		備考
		資格の種類	場所	



## 6 収支計画書

(単位:千円)

項 目	現 在 (事業実施 前年度)	今後の計画			
		1 年 目 ( 年 度)	2 年 目 ( 年 度)	3 年 目 ( 年 度)	
漁 業 部 門	出漁日数 (日)				
	漁業収入 (A)				
	漁業支出	燃料費			
		漁具費			
		餌料費			
		氷 代			
		修理費			
		販売手数料			
		漁船保険料			
		利用料			
		租税公課			
		* 減価償却費			
	小 計 (B)				
	漁業損益 (A-B=C)				
漁業以外事業	漁業外収入				
	漁業外支出				
	差引漁業外損益 (D)				
営業外収支	営業外収入				
	営業外支出 (家計費含む) (うち借入金利息)				
	差引営業外損益 (E)				
経常損益 (C+D+E=F)					
償還金	既借入金				
	沿岸漁業改善資金				
	合計 (G)				

(注) 減価償却費は、漁業支出の小計 (B) に加算しないでください。

別記3様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

未来の漁村を支える人づくり支援事業  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））  
営 漁 計 画 認 定 通 知 書

（営漁計画認定者） 様

市町長

年 月 日付けで申請のありました営漁計画については、未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記3新規就業者定着支援事業第4条の3の規定により、適当であると認定します。

別記3様式第3号（第5条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））実施願い

年 月 日

漁協の長 様

営漁計画認定者の住所

氏 名

未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着促支援事業（着業後のフォローアップ研修））による研修を受講したいので願い出ます。

（注）営漁計画書、営漁計画認定通知書、確約書（別添1）を添付すること。

(別添1)

未来の漁村を支える人づくり事業  
(新規就業者定着支援事業(着業後のフォローアップ研修))  
確約書

年 月 日

漁協の長 様

営漁計画認定者の住所

氏名 印

年 月 日付けで申請しました未来の漁村を支える人づくり事業(新規就業者定着支援事業(着業後のフォローアップ研修))の研修費について、下記のいずれかに該当する場合には、既に支給を受けた研修支援給付金を返還することを確認します。

記

- 1 研修期間中に研修を中止したとき
- 2 研修修了後、原則として1年以内に研修を受けた漁業に従事しないとき
- 3 研修修了後、研修を受けた地域での営漁期間が、継続して3年間に満たないとき

別記3様式第4号（第5条、第6条関係）

第 号  
年 月 日

市町長 様

漁協の住所  
漁協名及び代表者名

未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者支援研修事業（着業後のフォローアップ研修））実施計画書（実施変更計画書）

- 1 事業主体
- 2 事業の目的及び必要性
- 3 事業対象者（営漁計画認定者）の概要

（ふりがな） 氏 名					
生年月日	年 月 日		（年齢 歳）		
住 所					
所属漁協			漁業種類		
家族構成	氏 名	続柄	年齢	職業	備考
漁労技術研修等の実績	研修等期間	漁業種類・指導漁業者（所属漁協）			

4 事業内容

（1）漁業技術研修

研修期間	漁業種類	場所	研修内容
月 ~ 月			

(2) 資格取得研修

研修期間	資格の種類	場所	研修内容
月 ~ 月			

5 事業費

(単位：円)

区分	内容	事業に要する経費	負担区分			備考
			県補助金	市町補助金	その他	
漁業技術研修	研修支援給付金 研修資材費 指導謝金					
資格取得研修	資格取得費					
合計						

6 定着促進に係る支援体制（図示のこと）

--

7 事業完了予定年月日

(注1) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

(注2) 関係書類として以下を添付すること

- ・補助対象事業に係る経費の内訳書
- ・営漁計画認定者の営漁計画書
- ・その他必要な書類

別記3様式第5号（第5条、第6条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））  
実施計画（実施計画変更）に関する意見書

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町の住所  
市町長名

年 月 日付け第 号で 漁業協同組合から提出のありまし  
た未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローア  
ップ研修））実施計画（実施変更計画）に関する意見は下記のとおりです。

記

- 1 営漁計画認定者について
- 2 事業実施計画（実施変更計画）について
- 3 その他  
（注）市町の施策との連携について記載ください

別記3様式第6号（第7条、第8条、第11条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））  
事業計画書（事業変更計画書・事業実績書）

1 事業主体

2 事業対象者

(ふりがな) 氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
住所			
所属漁協		漁業種類	
漁労技術 研修等の 実績	研修等期間	漁業種類・指導漁業者（所属漁協）	

3 事業計画（又は実績）

区分	研修期間	研修内容	期待される効果 (又は成果)
漁業技術研修			
資格取得研修			



#### 4 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する (又は要した)経費	負 担 区 分			備考
		県補助金	市町補助金	その他	
漁業技術研修					
資格取得研修					
合 計					

※積算内訳書を添付してください。

#### 5 定着促進に係る支援体制 (図示のこと)

--

#### 6 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

別記3様式第7号（第7条、第8条、第11条関係）

事業計画（又は実績）の内訳

1 漁業技術研修

(1) 指導漁業者（複数の指導漁業者がいる場合は、それぞれ記載ください）

氏名

住所

漁業種類

(2) 研修期間 年 月 日 から 年 月 日

(3) 研修内容

研修項目	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
合計													

※実施した研修日数を記入ください

(4) 指導漁業者による漁業技術の習熟等に関する研修計画（実績）の評価

(注) 指導漁業者が複数いる場合は、代表者が記入してください。

2 資格取得研修

(1) 資格の種類

(2) 研修場所

(3) 研修期間 年 月 日 から 年 月 日

(4) 研修内容

熊本県知事 様

住所

氏名

未来の漁村を支える人づくり事業(新規就業者定着支援事業(着業後の  
フォローアップ研修))補助金交付決定前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請をした標記事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 事業に要する経費（補助申請額）  
円（ 円）
- 3 事前着手の理由
- 4 事前着手年月日  
年 月 日
- 5 事業完了年月日  
年 月 日

別記3様式第9号（第11条関係）

フォローアップ研修日誌

所属漁協名

研修者氏名

指導漁業者氏名

漁協確認印	
-------	--

月	日	研修場所	上段（漁業技術・資格取得） 下段（研修内容を具体的に記載ください）	研修開始 終了 時間	出港 時間	帰港 時間	感想（所見）	指導 漁業 者印

※指導漁業者が複数いる場合は、列記してください

別記3様式第10号（第13条関係）

未来の漁村を支える人づくり支援  
（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））  
営漁結果報告書

年 月 日

熊本県知事 様

市町の住 所  
市町長名

未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記3新規就業者定着支援事業第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 営漁計画認定者の概要

現住所	〒			所属漁協		
(ふりがな) 氏名				生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)	
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業		
事業内容	漁業技術研修 資格取得研修	事業実施	年度	事業実施か らの年数	年目	

2 今漁期の経営状況及び課題、来漁期に向けた改善策などの漁家経営に関する概要及び審査会の意見

3 年間操業実績

操業時期	漁業種類	対象魚種

#### 4 収支実績

(単位：千円)

項 目		1年目 ( 年度)	2年目 ( 年度)	3年目 ( 年度)	備考	
漁業部門	出漁日数(日)					
	漁業収入(A)					
	漁業支出	燃料費				
		漁具費				
		餌料費				
		氷代				
		修理費				
		販売手数料				
		漁船保険料				
		利用料				
		租税公課				
	*減価償却費					
小計(B)						
漁業損益(A-B=C)						
漁業以外事業	漁業外収入					
	漁業外支出					
	差引漁業外損益(D)					
営業外収支	営業外収入					
	営業外支出(家計費含む) (うち借入金利息)					
	差引営業外損益(E)					
経常損益(C+D+E=F)						
償還金	既借入金					
	沿岸漁業改善資金					
	合計(G)					

(注1) 減価償却費は、漁業支出の小計(B)に加算しないでください

(注2) 関係書類として税務申告書の写しを添付すること。

別記3様式第11号（第14条関係）

フォローアップ研修中止届

年 月 日

市町長 様

研修者の住所  
氏 名

下記のとおりフォローアップ研修を中止しましたので届け出ます。

記

1 所属漁協

2 研修区分及び内容

区 分	研修内容
漁業技術研修	
資格取得研修	

3 中止年月日 年 月 日

4 研修期間 年 月 ~ 年 月

5 中止理由

(記載例)

## 推 薦 書

下記の者は、〇〇漁業協同組合の重要な担い手であることから、未来の漁村を支える人づくり事業（新規就業者定着支援事業（着業後のフォローアップ研修））の対象として推薦します。

### 記

- 1 氏 名
- 2 生年月日（年齢）
- 3 住 所
- 4 漁業種類
- 5 就業後年数
- 6 長期研修等の研修実績

年 月 日

市町長 様

漁業協同組合の住所  
名称  
代表理事組合長



## 別記4 マッチング支援事業

(趣旨)

第1条 未来の漁村を支える人づくり事業における新規漁業就業者と受入側のマッチングを図るための支援として実施する、マッチング支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 マッチング支援事業は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が、第3条に規定する新規漁業就業者に対して実施する漁業種類や指導漁業者の検討、漁村生活体験などの漁村環境とのマッチング等をするために短期研修（以下「研修」という。）を実施する場合、当該漁協を補助する市町が負担する費用に対して補助する。

2 研修は最長6ヵ月まで、1ヵ月当たり20日を上限とし、1日当たりの研修時間は6時間以上とする。なお、6時間に満たない日の分は合算し6時間を1日とする（端数切り捨て）。

3 研修は、研修計画に基づき、地域の実情に応じて3～5日（Aコース）又は20日程度（Bコース）を1回以上実施し、Bコースの研修計画には、水産研究センターが実施する入門座学を組み入れることとする。

4 研修支援給付金の支給は、原則として研修を実施した月について支払うものとする。

(新規漁業就業者)

第3条 新規漁業就業者とは、本県での漁業就業を希望する者であり、かつ、当該新規漁業就業者の住所地のある市町長（以下「市町長」という。）が未来の漁村を支える人づくり事業実施要領（以下「要領」という。）第4条に規定する審査会に諮り、適当であると認めた者をいう。

2 前項の対象となりうる者は、漁家子弟以外で、漁業の経験はないが漁業への定着の意欲を有し、熊本県漁業就業者確保長期研修事業実施要綱第2条に規定する長期研修、熊本県漁業就業支援協議会が行う長期研修支援事業を受けていない者であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 要領別記1に規定する新規就業者育成支援事業（以下「支援事業」と

いう。)を活用した体験漁業研修を修了見込みの者又は修了した者  
(2) その他、地域の漁業実態に照らして、支援事業の体験漁業研修を受講したのと同様であると市町が認めた者

(研修計画の認定)

第4条 新規漁業就業者は、本事業により研修を受けたい場合には、漁協と十分協議した上で、研修目標、研修内容等を記載した研修計画書を添付した研修計画認定申請書(別記4様式第1号、以下「研修申請書」という。)を所属する漁協に提出するものとする。

2 研修申請書の提出を受けた漁協の長はその内容を検討のうえ、推薦書を添えて、市町長に提出するものとする。

3 市町長は、新規漁業就業者から申請のあった研修申請書を審査会に諮り、適当であると認められるときには、漁協を経由して研修計画認定通知書(別記4様式第2号)を当該新規漁業就業者(以下「研修計画認定者」という。)に交付するものとする。

(事業実施計画の承認)

第5条 研修計画認定者は、研修計画認定書を受領後、マッチング支援事業実施願い(別記4様式第3号)及び研修費の支給条件についての確約書を漁協の長に提出するものとする。

2 漁協の長は、マッチング支援事業実施願いを受け、事業を実施しようとする場合には、事業実施計画書(別記4様式第4号)を市町長に提出するものとする。

3 事業実施計画書の提出を受けた市町長は、地域の漁業実態に照らして検討のうえ、要項第3条の事業実施計画承認申請書に当該実施計画に関する意見書(別記4様式第5号)を添えて、所管する県広域本部農林水産部水産課(以下「水産課」という。)を経由して知事に提出するものとする。

4 事業実施計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る経費の内訳書

(2) 研修計画認定者の研修計画書

(3) その他必要な書類

(事業実施計画変更の承認)

第6条 漁協の長は、第5条の規定により承認された事業実施計画を変更するときには、要項第5条の事業実施計画変更承認申請書及び事業実施変更計画書(別記4様式第4号を準用)を市町長に提出するものとする。

2 漁協の長は、事業対象者を変更するときには、第3条、第4条及び第5条の規定に準じて行うものとする。

3 事業実施変更計画書の提出を受けた市町長は、審査会に諮り、その内容を地域の漁業実態に照らして検討のうえ、当該実施変更計画に関する意見書(別記4様式第5号を準用)を添えて、所管する水産課を經由して知事に提出するものとする。

4 第5条の4の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金等の交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記4様式第6号によるものとする。

2 事業計画書に添付すべき書類は以下のとおりとする。

(1) 事業計画の内訳(別記4様式第7号)

(2) 補助対象事業に係る経費の内訳書

(3) 研修計画認定者の研修計画書

(4) その他必要な書類

(補助事業等の内容等の変更)

第8条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は、別記4様式第6号を準用し、添付すべき書類は、第7条の2を準用するものとする。

(補助金交付決定前着手)

第9条 要項第9条に規定する補助金交付決定前着手承認申請書は別記4様式第8号とする。

(研修費の支給条件)

第10条 市町長は、漁協に対して補助する研修受講者(以下「研修者」という。)への研修費に係る交付決定に際して、研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修者は原則として既に支給を受けた研

修費を、漁協を経由して市町に返還しなければならない旨の条件を付すものとする。

(1) 適切な研修を行っていないとき

(2) 虚偽の申請等を行ったとき

2 市町長は、前項の規定により既に支給を受けた研修費の返還を受けた場合は、返還された額のうち県の補助額分を算定し、速やかに県に返還するものとする。

3 市町長は、第1項に該当する事由が生じた場合、審査会の意見を聴いて、やむを得ない理由があると認めるときには研修費の返還請求をしないことができる。

(研修受講者の責務)

第11条 研修者は、研修期間中、指導漁業者及び漁協の指示に従って誠実な研修を遂行するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 研修者は、研修を実施した日に、その都度マッチング研修日誌（別記4様式第9号）を記入し、指導漁業者の確認印を受領のうえ、1月ごとに漁協に提出しなければならない。

(2) 研修日誌の提出を受けた漁協は、内容を確認の上、その写しを市町長と、所管する水産課を経由して知事に提出しなければならない。

(3) 指導漁業者及び漁協の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他の不道德な行為をしてはならない。

(事業の完了)

第12条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記4様式第6号を準用し、添付すべき書類は、第7の2を準用するものとする。

(研修の中止等)

第13条 市町長は、研修期間中に研修を中止する場合には、あらかじめ知事と協議するものとする。

2 研修生は、研修期間中に研修を中止したときは、マッチング研修中止届（別記4様式第10号）を漁協を経由して市町長に提出するものとする。

3 中止届の提出を受けた市町長は、内容を確認の上、その写しを所管する水産課を経由して知事に提出するものとする。

(事業の推進)

第14条 漁協及び市町は、本要領に定める事業の趣旨及び内容に従って研修計画認定者が研修計画に基づいて漁業に従事できるよう指導体制を整備し、事業の的確な推進に努めるものとする。

2 市町は、水産課と密接な連携を図り、効率的かつ効果的な事業の実施、研修計画認定者の指導に努めるものとする。

別記 4 様式第 1 号（第 4 条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（マッチング支援事業）  
研 修 計 画 認 定 申 請 書

年 月 日

漁協の長 様

申請者 所 属  
住 所  
氏 名  
（生年月日： 年 月 日 歳）

私は、未来の漁村を支える人づくり事業実施要領別記 4 マッチング支援事業第 4 条の 1 の規定により、次のとおり研修計画の認定を申請します。

（注）別紙 1 を添付すること

(別紙1)

## 研修計画書

### 1 申請者の概要

申請年月日 年 月 日

(ふりがな) 氏名			生年 月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
現住所	(〒 - )  電話番号			
所属漁協			漁業種類	
家族構成	氏名	続柄	年齢	職業
生産基盤	船舶		漁具	
海技免許	有 ( 級 ) 無			

### 2 体験漁業研修等の実績

研修等期間	研修先			備考
	漁業種類	指導漁業者	所属漁協	
年 月 ~ 月				

### 3 漁業を始めようと思った理由

--

4 研修の目標

研修内容	漁業種類	目標 (いつまでにどのような経験をし どうなっていたいか等)
Aコース (1週間程度)		
Bコース (1カ月程度)		

5 希望する研修の概要

(1) Aコース

研修期間	研修先			備考
	漁業種類	指導漁業者	場所	
年 月 ~ 月				

(2) Bコース

研修期間	研修先			備考
	漁業種類	指導漁業者	場所	
年 月 ~ 月				



別記4様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

未来の漁村を支える人づくり事業

（マッチング支援事業）  
研 修 計 画 認 定 通 知 書

（研修計画認定者） 様

市町長

年 月 日付けで申請のありました研修計画については、未来の漁村を支える人づくり実施要領別記4 マッチング支援事業第4条の3の規定により、適当であると認定します。

別記4様式第3号（第5条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（マッチング支援事業）  
実施願い

年 月 日

漁協の長 様

研修計画認定者の住所  
氏 名

未来の漁村を支える人づくり（マッチング支援事業）による研修を受講したいので願います。

（注）研修計画書、研修計画認定通知書、確約書（別添1）を添付すること。

(別添1)

未来の漁村を支える人づくり事業  
(マッチング支援事業)

確約書

年 月 日

漁協の長 様

研修計画認定者の住所

氏名

年 月 日付けで申請しました未来の漁村を支える人づくり事業(マッチング支援事業)の研修費について、下記のいずれかに該当する場合には、既に支給を受けた研修支援給付金を返還することを確約します。

記

- 1 適切な研修を行っていないとき
- 2 虚偽の申請等を行ったとき

別記4様式第4号（第5条、第6条関係）

第 号  
年 月 日

市町長 様

漁協の住所  
漁協名及び代表者名

未来の漁村を支える人づくり事業（マッチング支援事業）実施計画書（実施変更計画書）

- 1 事業主体
- 2 事業の目的及び必要性
- 3 事業対象者（研修計画認定者）の概要

（ふりがな） 氏 名					
生年月日	年 月 日		（年齢 歳）		
住 所					
所属漁協			漁業種類		
家族構成	氏 名	続柄	年齢	職業	備考
体験漁業研修等の実績	研修等期間		漁業種類・指導漁業者（所属漁協）		

4 事業内容

（1）Aコース

研修期間	漁業種類	指導漁業者	場所	研修内容
~ 月 月				

(2) Bコース

研修期間	漁業種類	指導漁業者	場所	研修内容
月 ~ 月				

5 事業費

(単位：円)

区 分	内 容	事業に要 する経費	負 担 区 分			備考
			県補助金	市町 補助金	その他	
研修	研修支援給付金 研修資材費 指導謝金					
合 計						

6 研修に係る支援体制（図示のこと）

--

7 事業完了予定年月日

(注1) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

(注2) 関係書類として以下を添付すること

- ・補助対象事業に係る経費の内訳書
- ・研修計画認定者の研修計画書
- ・その他必要な書類

別記4様式第5号（第5条、第6条関係）

年度未来の漁村を支える人づくり事業  
（マッチング支援事業）  
実施計画（実施計画変更）に関する意見書

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

市町の住所  
市町長名

年 月 日付け第 号で 漁業協同組合から提出のありま  
した、未来の漁村を支える人づくり事業（マッチング支援事業）実施計画（実  
施変更計画）に関する意見は下記のとおりです。

記

- 1 研修計画認定者について
- 2 事業実施計画（実施変更計画）について
- 3 その他  
（注）市町の施策との連携について記載ください

別記4様式第6号（第7条、第8条、第12条関係）

未来の漁村を支える人づくり事業  
（マッチング支援事業）  
事業計画書（事業変更計画書・事業実績書）

1 事業主体

2 事業対象者

(ふりがな) 氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
住所			
所属漁協		漁業種類	
体験漁業 研修等の 実績	研修等期間	漁業種類・指導漁業者（所属漁協）	

3 事業計画（又は実績）

区分	研修期間	研修内容	期待される効果 (又は成果)
Aコース			
Bコース			

#### 4 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する (又は要した)経費	負 担 区 分			備考
		県補助金	市町補助金	その他	
研修					
合 計					

※積算内訳書を添付してください。

#### 5 研修に係る支援体制 (図示のこと)

--

#### 6 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。



別記4様式第7号（第7条、第8条、第12条関係）

事業計画（又は実績）の内訳

1 研修

(1) 指導漁業者（複数の指導漁業者がいる場合は、それぞれ記載ください）

氏名

住所

漁業種類

(2) 研修期間 年 月 日 から 年 月 日

(3) 研修内容

(4) 指導漁業者による研修計画（実績）の評価

(注) 指導漁業者が複数いる場合は、各人が記入してください。

2 資格取得研修

(1) 資格の種類

(2) 研修場所

(3) 研修期間 年 月 日 から 年 月 日

(4) 研修内容

研修項目	月											合計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
合計													

※実施した研修日数を記入してください。

熊本県知事 様

住所

氏名

未来の漁村を支える人づくり事業（マッチング支援事業）補助金  
交付決定前着手承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付申請をした標記事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 事業に要する経費（補助申請額）  
円（ 円）
- 3 事前着手の理由
- 4 事前着手年月日  
年 月 日
- 5 事業完了年月日  
年 月 日

別記4様式第9号（第11条関係）

研修日誌

所属漁協名

研修者氏名

指導漁業者氏名

漁協確認印	
-------	--

月	日	研修場所	上段（漁業技術・資格取得） 下段（研修内容を具体的に記載ください）	研修開始 終了 時間	出港 時間	帰港 時間	感想（所見）	指導 漁業 者印

※指導漁業者が複数いる場合は、列記してください

別記4様式第10号（第13条関係）

研修中止届

年 月 日

市町長 様

研修者の住所  
氏 名

印

下記のとおり研修を中止しましたので届け出ます。

記

1 所属漁協

2 研修区分及び内容

区 分	研修内容
Aコース	
Bコース	

3 中止年月日 年 月 日

4 研修期間 年 月 ~ 年 月

5 中止理由

(記載例)

## 推 薦 書

下記の者は、〇〇漁業協同組合の重要な担い手候補であることから、未来の漁村を支える人づくり事業（マッチング支援事業）の対象として推薦します。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日（年齢）
- 3 住 所
- 4 漁業種類
- 5 予定指導漁業者
- 6 体験漁業研修等の実績

年 月 日

市町長 様

漁業協同組合の住所  
名称  
代表理事組合長